市役所は毎週土曜日開庁しています

講座・催し

「麦ふみ体験」教室 ～親子のための食育講座～

寒い季節ですが小麦はじっと暖かくなるのを待っています。

そんな小麦の成長を助ける麦ふみを親子でしてみませんか。「手伝いで麦ふみ」なんて面白いですね。暖かい格好で参加してください。

日時 1月12日(土)午後1時～3時
場所 原ヶ谷戸村野農地
対象 市内在住・在勤の親子
定員 30人
原材料費 無料
講師 原ヶ谷戸農家
持ち物 農作業ができる服装、汚れてもいい靴
申込み 1月6日午前10時から公民館白梅分館☎553・3454へ。

地方自治講座 「市民がつくる地方自治」

地方自治体は、市民の手で地域につくられる共同体です。なぜ、「国」とは別に「地方自治体」が必要なのでしょうか。市民が主権者であるというのはどういうことでしょうか。

憲法がえがく原則から自治体の組織や財政、道州制等地方自治をめぐる動きをふまえ、日常生活の中に基本的人権を実現するための政策への市民参加について深く学びあっていきます。

日時 1月22日(火)・29日(火)、2月13日(水)・19日(火)・26日(火)午後7時～9時の全5回
場所 公民館本館
講師 池上洋通氏（多摩住民自治研究所）
定員 先着30人
申込み 1月8日から公民館本館☎552・1711へ。

裁判員制度「スタートまで1年あまりです」

裁判員制度がどのようなものなのか、私たちの暮らしにどのように関わってくるのかを一緒に考えてみませんか。

日時 2月9日(土)・16日(土)午後2時～4時、23日(土)午後1時～5時の全3回
場所 公民館本館
第1回 「日本の司法制度の歴史と裁判員制度」
【講師】四宮哲氏（早稲田大学法科大学院教授）
第2回 「市民が刑事司法に参加する―検察審査会ってなに？」
【講師】平山喜一氏（全国検察審査協会連合会理事）
第3回 「模擬裁判」
協力 市民の裁判員制度・つくろう会
定員 先着30人
申込み 1月8日から公民館本館☎552・1711へ。

家族学習 「パパ、ママ出番ですよ」

子どもと接している時間が少なく「遊び方がわからない」、「我が子と楽しむ時間を見つけたい」と願うパパ、ママの立ち止まる時間にしませんか。子どもは大きな部屋で、パパやママと楽しい時を過ごします。親は交代で「家族って何？」をテーマに別の部屋で話し合ってみましょう。

日時 1月26日～2月23日の午前10時～正午、毎週土曜日の全5回
場所 松林会館
対象 1～3歳児の子どもとその親
定員 15組
申込み 1月20日までに公民館松林分館☎552・3624へ（申込み多数の場合、責任抽選）。

2月の女性悩みごと相談 ～羽村市との共同事業～

福生市日時 13日(水)・27(水)午前9時～午後0時50分
場所 市役所1階相談室
羽村市日時 6日(水)・20日(水)午後1時30分～4時30分
場所 羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室
※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。
予約制で先着3人まで（1人50分以内）。予約は相談日の1か月前から。

申込み
福生市広報広聴係☎551・1511
羽村市市民相談係☎555・1111

❶福生の写真大募集

郷土資料室では平成20年度、仮称「戦後60年の写真展」の開催を予定しています。そのため、市内で写した写真を収集しています。

懐かしい風景から最近のできごと、また子どもたちの遊びの風景や福生ならではというものなど、時代を映した写真等を募集しています。提供していただける方は郷土資料室までご連絡ください。

❷子どもも大人もわくわくどようび「羽根つきで使う羽根を作ろう」

羽根つきはお正月の遊びです。羽根は「鳥の羽根」と「むくろ樹の実」で作られています。今回は羽根の代わりに和紙を使って作ります。

日時 1月19日(土)午前10時～午後4時（正午から1時までは除きます。）
※直接郷土資料室にお越しください。月曜休館（月曜日が祝日の場合火曜日休館）。
問合せ ❶❷ともに郷土資料室☎530・1120

■市民総合体育大会 スキーの部

日時 2月3日(日)
種目 大回転（男女・年齢別）
場所 群馬県水上宝台樹スキー場（誰でも滑れるコースです。気軽に参加してください。）
参加費 5，000円【大会参加費・交通費（中型バスを利用）・保険代含む】
定員 25人（定員になり次第締切）、大会のみの参加は、制限ありません。
主管 福生市スキー連盟
申込み 1月5日から20日の間に電話予約の上、所定の申込用紙（各体育館にあります。）に記入して、FAXか郵便（住所は予約時に確認）でお送りください。
問合せ 福生市スキー連盟・升澤☎090・6935・2500または FAX 553・3367

■ナイト・エクササイズ

土曜日の夜、バランスボール・ストレッチポールを使って身体の中心部を鍛え、歪みを元の位置に戻し、疲れた心と身体をリセットしましょう！

日時 毎週土曜日午後7時30分～9時
対象 中学生以上の市民（中学生は保護者同伴のみ）
参加方法 当日券売機で個人利用券（大人150円小人70円）を購入してください。
場所 熊川地域体育館※室内用運動靴持参
問合せ 熊川地域体育館☎552・1980

福生人物列伝（6）

―伊勢へ旅した熊川の村人・野島喜代松―

江戸時代の庶民の旅といえば伊勢神宮への参詣である伊勢まいりが一般的で、日本各地から多くの人が参詣に訪れました。安政四年（1857）正月七日、熊川村の野島喜代松は伊勢まいりに出発します。東海道を通り伊勢に参詣した後は、奈良や大阪・京都を見物します。そして中山道を通って善光寺に参詣し、熊川に帰りました。48日間にわたる大旅行でした。

喜代松はこの伊勢まいりの旅日記を記しています。旅先で参詣した神社やお寺、見物した名所のほか、宿泊した旅籠や食事処の値段、よしあしを記録しています。宿は上々吉・上々・上・中・下・下々の6段階に分けられていました。喜代松は熊川に帰った後、この旅日記を清書しています。「道中日記帳」とかかれたこの旅日記は、次に伊勢まいりに行く村人にとって貴重なガイドブックになったようです。

道中日記帳

喜代松がのこした道中日記や旅先から持ちかえった高野山のお札などは、江戸時代の庶民生活のわかる貴重な資料「野島家所蔵文書」として、福生市指定文化財となっています。

●年金だより

20歳は国民年金のスタートです

成人式を迎えられる皆さん、おめでとうございます。20歳になったら国民年金に加入することをご存じですか。日本に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。これは、高齢になったときや、不慮の事故があったときなどに、私たちが生活していくのに必要な所得を保障するため、前もってみんなで保険料を出し合い、世代間で助け合う制度だからです。平成19年度の保険料は月額14，100円です。

なお、経済的な理由で納付が困難なときは、申請して承認されると保険料の納付が免除（全額または一部）される制度があります。

また、学生の方を対象とした保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」、30歳未満の方（学生を除きます）を対象とした保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

※これらの免除等の制度には所得による制限があります。

問合せ 保険年金課保険年金係

老齢年金を受けている方に源泉徴収票を送付します

老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。そのため、社会保険業務センターでは、平成19年の年金の支払総額や介護保険料額、源泉徴収税額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬から送付します。

「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税が源泉徴収されたか否かに関わらず、老齢基礎年金や老齢厚生年金などを受けている方全員に送付されます。

2つ以上の年金を受けている方や公的年金以外に所得がある方は、確定申告をする際にも必要となりますので、大切に保管してください。

「公的年金等の源泉徴収票」がお手元に届かない時や紛失された場合には、お問い合わせください。

問合せ 年金ダイヤル☎0570・05・1165（ＩＰ電話・ＰＨＳから☎03・6700・1165）
青梅社会保険事務所☎0428・30・3414

■シルバー人材センター入会説明会 **日時** 1月15日(火)午前10時 **場所** シルバー人材センター（さくら会館内） **問合せ** シルバー人材センター☎553・3261

広報ふっさ12月15日号の記事の訂正について 7面「1月のエンジョイスティックゴルフ・デー」記事内の日程が平成20年1月7日(日)とありますが、平成20年1月6日(日)の誤りです。訂正してお詫びします。